

# さいたま市

## 大規模小売店舗届出書等記載要領 (法第5条第1項)

注 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項及び第2項に規定する大規模小売店舗の新設等に伴う届出事項、添付書類等について記載要領を示したものです。記載に当たっては、この記載要領を参照しながら法、指針及びさいたま市の運用基準の趣旨を十分に認識いただき記載してください。

様式第1(第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

大規模小売店舗届出書

令和 年 月 日

さいたま市長 様

名 称 株式会社〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

住 所 さいたま市〇区〇〇町〇丁目〇番地

※ 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称  
を記載する。法人にあっては代表者の役職、  
氏名も記載する。

※ 住所又は所在地の記載は、政令指定都市  
は市名から、それ以外は県名から記載する。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇△△店

さいたま市〇区〇〇町〇丁目〇番 外〇筆

※ 建物名称は、設置後予定している名称を記載する。仮称の場合は、名称が確定次第、法  
第6条第1項により名称を届け出ること。

※ 所在地は、計画地の土地登記簿上の地番及び筆数を記載する。

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者氏名（法人の場合）	
株式会社〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇番地
△△ △△	—	さいたま市〇区〇町〇番地

※ すべての小売業者を記載する。未定の小売業者が混在する場合でも、店舗面積が1,000㎡を超える小売業者は記載する。住所は、政令指定都市は市名から、それ以外は県名から記載する。その他の小売業者が未定の場合は、「外は未定」とする。

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 年 月 日

※ 届出日から8月を超える日とする。当該店舗の開店予定日を記載する。

※ 小売業者ごとに開店の日が異なる場合は、一番早い日を記載する。

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
〇, 〇〇〇㎡

※ 物販の売場に供する部分のみの面積を記載する（小数点以下四捨五入）。

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数	備 考
店舗東側平面駐車場	〇〇台	図面No.〇
店舗屋上駐車場	〇〇台	図面No.〇
計	〇〇台	

※ 駐車場の分散確保をする場合は、それぞれの駐車場について記載する。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数	備 考
店舗東側駐輪場	〇〇台	図面No.〇
店舗南側駐輪場	〇〇台	図面No.〇
計	〇〇台	

※ 駐輪場の分散確保をする場合は、それぞれの駐輪場について記載する。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積	備 考
店舗西側荷さばき施設	〇〇㎡	図面No.〇
店舗北側荷さばき施設	〇〇㎡	図面No.〇
計	〇〇㎡	小数点以下四捨五入

※ 荷さばき施設の分散確保をする場合は、それぞれの荷さばき施設について記載する。

この場合において、小売業者ごとに荷さばき施設を使い分ける場合は、備考欄にその旨記載する。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量	備 考
店舗西側廃棄物保管施設①	〇〇㎡	紙製廃棄物等（図面No.〇）
店舗西側廃棄物保管施設②	〇〇㎡	金属製廃棄物等（図面No.〇）
店舗西側廃棄物保管施設③	〇〇㎡	ガラス製廃棄物等（図面No.〇）
店舗西側廃棄物保管施設④	〇〇㎡	プラスチック製廃棄物等（図面No.〇）
店舗西側廃棄物保管施設⑤	〇〇㎡	生ごみ等（図面No.〇）
店舗西側廃棄物保管施設⑥	〇〇㎡	その他の可燃性廃棄物等（図面No.〇）
計	〇〇㎡	小数点以下四捨五入

※ 廃棄物等の保管施設の分散確保をする場合は、それぞれの廃棄物等保管施設について記載する。また、廃棄物等の種類ごとに記載する。

※ 廃棄物等の保管施設の分散確保をする場合で、小売業者ごとに施設を使い分ける場合は、その旨備考欄に記載する。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社〇〇〇	午前〇時〇〇分	午後〇時〇〇分	
△△ △△△	午前〇時〇〇分	午後〇時〇〇分	(年〇日は、午前△時△△分開店、午後□時□□分閉店)

※ 小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載する。

※ 年間何日か営業時間が異なる場合は、備考欄に記載する。

※ 24時間営業を行う場合は、「24時間営業」と記載する。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	駐車可能時間帯
店舗東側平面駐車場	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分
店舗屋上駐車場	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分 (年〇日は午前△時△△分～午後〇時〇〇分)

※ 駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載する。

※ 年間何日か駐車可能時間帯が異なる場合は、その旨記載する。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	位 置
店舗前駐車場 入口	〇箇所	入口A、入口B (図面No.〇)
店舗前駐車場 出口	〇箇所	出口C、出口D (図面No.〇)
隔地駐車場 出入口	〇箇所	出入口E (図面No.〇)
計	〇箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗西側荷さばき施設	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分
店舗北側荷さばき施設	午前△時△△分～午後〇時〇〇分

※ 荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載する。

## [大規模小売店舗立地法に基づく添付書類]

### 1 法人にあってはその登記事項証明書（規則第4条第1項第1号）

（別添）

- ※ 個人にあっては必要に応じて住民票の写しを添付
- ※ 正本以外はコピーで可

### 2 主として販売する物品の種類（規則第4条第1項第2号）

小売業者	主として販売する物品
株式会社〇〇	食料品
△△ △△	本・CD・DVD

- ※ 小売業者が未定の場合でも、主として販売する物品が決まっている場合は、小売業者名を「未定」とした上で主として販売する物品を記載する。

### 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（規則第4条第1項第3号）

- (1) 広域見取図-----図一〇参照
- (2) 周辺見取図-----図一〇参照
- (3) 建物配置図-----図一〇参照
- (4) 各階平面図-----図一〇～〇参照
- (5) 立面図-----図一〇参照
- (6) 求積図及び求積表-----図一〇参照

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第4号）

(1) 指針の運用基準による必要駐車台数計算式（端数処理 四捨五入）

事 項 等	各事項算出のための計算式等
行政人口	人 直近住民基本台帳人口
地区の区分	商業地区・その他地区
S：店舗面積	千㎡ 小数点第3位
A：店舗面積当たり日来店客数原単位	人/千㎡
B：ピーク率	14.4% 指針値
L：駅からの距離	m 駅名
C：自動車分担率	%
D：平均乗車人員	人/台
E：平均駐車時間係数	
F：必要駐車台数(指針台数)	台 $A \times S \times B \times C \div D \times E$
G：届出駐車台数(収容台数)	台
*複合施設の場合や従業員等	

※ Lには、改札口からの距離を記載する。

※ 駐車場を店舗の来客者以外の者(複合施設の場合や従業員等)が利用する場合は、その利用台数を算出し、駐車場全体の収容台数を記載する。

(s：併設施設の面積の合計) (端数処理：四捨五入)

s	㎡
S：大規模小売店舗の店舗面積×0.2	㎡

※  $s > S \times 0.2$ の場合は、併設施設の駐車場を別途考慮する。

※ なお、併設施設の中に、併設施設のみへの来客が大きい施設がある場合又は増設によりそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数を考慮する。

併設施設の必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	
小売店舗及び併設施設の必要駐車台数の計	台

(2) 特別な事情による駐車台数の算出

※ 指針による計算式によらない場合にのみ記載する。特別な事情の説明・算出根拠は詳細に記載する。

特別な事情の説明	
必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

なお、開店後に駐車場が不足する場合には、誠意を持って迅速に対応いたします。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項  
(規則第4条第1項第5号)

(1) 駐車場出入口における入庫処理能力

店舗面積から想定される商圈及び周辺の人口集積の状況から、来客の自動車の方向別台数は、別添〇〇調査結果報告書〇〇ページのとおりと予測され、県道〇〇号線に面した出入口Aにおいて、ピーク時で〇〇台、市道〇〇号線に面した出入口Bにおいて、ピーク時で〇〇台の入庫車両が想定されます。

各出入口には、発券ブース・ゲートを設置しますが、1時間当たりの処理台数は、〇〇台であることから、入庫車両による待ち行列は発生しない見込みです。

また、発券ブース・ゲートから公道までの間に〇〇mの駐車待ちスペースを確保していることから、一時的な入庫自動車の集中にも対処可能です。



○駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	1時間当たり 入庫処理能力	ピーク1時間に想定 される来客の自動車台数
入口A（図面No.○）	台	台
入口B（図面No.○）	台	台
出入口E（図面No.○）	台	台

※ 自走式で発券ブース等のない駐車場については記載の必要はない。

※ 1時間当たり入庫処理能力＝60分÷（メーカーから提供される1台当たりの処理時間（分）＋乗客の乗降時間（分））×発券ブース等の台数（1つの入口で発券ブースが複数台設置されている場合）

○敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ち スペース の有無	実際に用意 する駐車待 ちスペース	発券ブース の有無	必要駐車待ち スペース		スペース「無」 の場合
				長さ	算出根拠	その理由・対策
入口A	有・無	m	有・無	m		
入口B	有・無	m	有・無	m		
出入口E	有・無	m	有・無	m		

※ 必要駐車待ちスペース＝（当該入口の1分当たりの来台数×1.6m－当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数）×6m（平均車頭間隔）

(2) 左折入庫の徹底及び歩行者等の安全確保

前述した入庫車両の想定に当たっては、県道〇〇号線からの駐車場への右折入庫を避けるために、〇〇交差点方面からの来客自動車については、右折車線のある〇〇交差点で右折し、市道〇〇号線に面した入口〇から入庫するよう誘導するとともに、県道〇〇号線に面した出入口〇に交通整理員を配置し、右折入庫の排除を徹底することとします。

また、県道〇〇号線は、歩行者、自転車の通行量も多いことから、交通整理員の配置により、来客自動車の入出庫の際の歩行者等の安全を確保します。

(3) 周辺の交差点等への影響

県道〇〇号線は、朝、夕の交通量が多いが、店舗に近接する〇〇交差点、△△交差点における交通量を予測した結果、来客のピーク時及び来客自動車を含めた道路交通のピーク時とも影響は許容範囲内であり、渋滞の発生は予測されません。

(4) 住宅地への騒音の配慮

駐車場外周部には緑地を設け、駐車場における自動車騒音の軽減に配慮します。

また、駐車場内に徐行及びアイドリングストップの呼びかけ等を掲示により行い、自動車騒音の軽減に配慮します。

※ 予測エリアは、経路予定となる交差点で交通量の影響のある交差点とする。予測地点を示した図面を作成する。

※ 予測時間帯は、原則開店から閉店までの時間帯とその前後1時間とし、1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて方向別に予測する。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（規則第4条第1項第6号）

(1) 案内経路を表示した図面 図面No.○

(2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容
案内表示の設置	看板等の設置場所、内容等（図面No.○）
ちらし等の配付	配付方法、内容等
その他	

(3) 交通整理員の配置

項目	具体的な内容
配置場所	
配置時間	
人数	

※具体的に記載し、必要に応じて図面に記載すること。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯（規則第4条第1項第7号）

(1) 荷さばき施設の構造等

同時作業の可能な台数		待機スペースの有無	防音等の設備及び対応策
想定する車両の大きさ	台数		
○t・○t車 最大:(L)○m×(W)○m×(H)○m		有・無	・遮音壁を○○に設置 ・半屋内化等

※ 荷さばき施設が複数ある場合は、荷さばき施設ごとに記載する。

(2) 搬入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬入車両の出入口の数	専用出入口「無」の場合の対応等
有 ・ 無	出入口〇〇箇所	

※ 荷さばき施設が複数ある場合は、荷さばき施設ごとに記載する。

(3) 荷さばき車両及び廃棄物車両の搬出入計画

搬出入時間帯	荷さばき車両			廃棄物 収集 車両	合計	平均的処理時間			延べ荷さ ばき処理 時間
	〇t車	〇t車	計			荷さば き車両 〇t車	荷さば き車両 〇t車	廃棄物 収集 車両	
〇時台	台	台	台	台	台	〇分	〇分	〇分	分
〇時台	台	台	台	台	台				分
〇時台	台	台	台	台	台				分
〇時台	台	台	台	台	台				分
〇時台	台	台	台	台	台				分
計	台	台	台	台	台				分
ピーク時の搬 出入車両台数 ( 時台)	台	台	台	台	台				分

〇時台において荷さばき車両〇台・廃棄物収集車両〇台が来ますが、敷地内に十分な車両回転スペース及び待機待ちスペースを設けており、また、延べ荷さばき処理時間が〇〇分であるのに対し同時作業可能台数が〇台であることから、スムーズな対応が図れるものと考えております。

荷さばき車両の運行は、左折による入出庫とし、出入り及び場内通行の際には、誘導員(従業員)により歩行者等の安全確保に努めます。

※ 車両台数は、荷さばき可能時間帯全時間にわたり、1時間ごと、車種及び大きさごとに記載する。

※ 荷さばき施設が複数ある場合は、それぞれの荷さばき施設ごとに表を作成し記載する。

※ 併設施設の荷さばきが行われることが見込まれる場合は、それについても記載する。

※ 通学路に該当する場合、通学時間帯(7:30~8:30)を避けた搬出入計画とすること。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面  
(規則第4条第1項第8号)

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有・無	m	mm		図面No.○
	m	mm		図面No.○

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面 (規則第4条第1項第9号)

設備機器一覧表

機器番号	機器の種類	機器名称	基準距離の騒音レベル (dB)	設置高さ (m)	根拠	稼動時間帯	場所	設置位置図
1	冷凍室外機	○○-○○	○○	○○	メーカー値	○時○分～○時○分	○階	○○図
2	空調室外機	○○-○○	○○	○○	メーカー値	○時○分～○時○分	○階	○○図
3	空調室外機	○○-○○	○○	○○	メーカー値	○時○分～○時○分	○階	○○図
4	空調室外機	○○-○○	○○	○○	メーカー値	○時○分～○時○分	○階	○○図
5	給排気口	○○-○○	○○	○○	メーカー値	○時○分～○時○分	○階	○○図
6	給排気口	○○-○○	○○	○○	メーカー値	○時○分～○時○分	○階	○○図
7	キュービクル	○○-○○	○○	○○	メーカー値	○時○分～○時○分	○階	○○図

※ 冷却塔、室外機、送風機以外で設備機器を設置する場合にも具体的な機器名を挙げて記載する。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第10号）

〈記載例〉

〈昼間〉

騒音発生源		発生源の 高さ (m)	騒音継続時間 または 騒音発生回数	基準距離の 騒音レベル等		予測地点までの距離 (各地点からの距離) (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
				レベル (dB)	根拠	A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音	冷却塔													
	室外機													
	給排気口													
変動騒音	来客車両走行音													
	荷さばきアイドリング													
	荷さばき後進ブザー													
	廃棄物収集作業 BGM等													
衝撃騒音	荷さばき荷下ろし音													
	荷さばき台車走行音													
各予測地点における昼間(午前6時～午後10時)の等価騒音レベル			各予測地点における騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値											
A地点		d B	地域類型						基準値		d B			
B地点		d B	地域類型						基準値		d B			
C地点		d B	地域類型						基準値		d B			
D地点		d B	地域類型						基準値		d B			

〈夜間〉

騒音発生源		発生源の 高さ (m)	騒音継続時間 または 騒音発生回数	基準距離の 騒音レベル等		予測地点までの距離 (各地点からの距離) (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
				レベル (dB)	根拠	A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音	冷却塔													
	室外機													
	給排気口													
変動騒音	来客車両走行音													
	荷さばきアイドリング													
	荷さばき後進ブザー													
	廃棄物収集作業 BGM等													
衝撃騒音	荷さばき荷下ろし音													
	荷さばき台車走行音													
各予測地点における夜間(午後10時～午前6時)の等価騒音レベル			各予測地点における騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値											
A地点		d B	地域類型						基準値		d B			
B地点		d B	地域類型						基準値		d B			
C地点		d B	地域類型						基準値		d B			
D地点		d B	地域類型						基準値		d B			

※ 騒音予測地点は、建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外とし、発生源と予測地点の関係がわかるよう別添図面に各地点を記載してください。また、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住居における騒音についても予測してください。

※ 予測結果は、小数点以下を四捨五入して整数表示とする。

(1) 予測地点の選定理由

予測地点A～Dは、店舗建物及び隔地駐車場それぞれの周囲4方向において最も騒音の影響を受けやすい保全対象(住居)側の敷地境界線とし、予測高さは、騒音の影響を最も受けやすい高さとししました。

方向	予測地点	高さ(m)	選定理由
東側	A	〇〇m	駐車場出入口〇による影響が大きい地点1階民家位置
南側	B	〇〇m	来客車両走行音による影響が大きい地点1階民家位置
西側	C	〇〇m	荷さばき作業音等による影響が大きい地点2階民家位置
北側	D	〇〇m	室外機等による影響が大きい地点3階マンション位置

(2) 予測結果について

予測地点	地域類型	昼間(6:00～22:00)		夜間(22:00～6:00)	
		予測結果(dB)	基準値(dB)	予測結果(dB)	基準値(dB)
A	B類型(第二種住居地域)		55		45
B	B類型(第二種住居地域)		55		45
C	C類型(近隣商業地域)		60		50
D	C類型(近隣商業地域)		60		50

※ 予測結果は、小数点以下を四捨五入して整数表示とする。

(3) 評価について

全予測地点において、昼間・夜間とも全て環境基準値以下となります。

将来、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合は、迅速に誠意を持って対応いたします。

※ 別添添付資料

基準距離における騒音レベルの根拠や、距離・回折減等による騒音の予測計算式など騒音予測結果が具体的に検証できるように添付してください。

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第11号）

※ 夜間に騒音が発生する場合に記載する。

〈記載例〉 夜間（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音

騒音発生源	発生源の 高さ (m)	騒音継続時間 または 騒音発生回数	基準距離の 騒音レベル等		予測地点までの 距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
			レベル (dB)	根拠	a	b	c	d	a	b	c	d	
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	来客車両走行音												
	同上												
	同上												
	同上												
	荷さばきアイドリング												
	荷さばき後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷下ろし音												
	荷さばき台車走行音												
各予測地点における夜間（午後10時～午前6時）の騒音レベルの最大値		各予測地点における騒音規制法における夜間の規制基準値に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値											
a地点	○○dB	第2種区域（第二種住居地域）				規制基準値				45dB			
b地点	dB	第 種区域（ ）				規制基準値				dB			
c地点	dB	第 種区域（ ）				規制基準値				dB			
d地点	dB	第 種区域（ ）				規制基準値				dB			

※ 1. 騒音予測地点は、大規模小売店舗の敷地の境界線とし、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行い、発生源と予測地点の関係がわかるよう別添図面に各地点を記載してください。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測してください。

2. 冷却塔が2ヶ所に設置されているなど騒音発生源が複数箇所ある場合には、それぞれの騒音発生源ごとの騒音予測を行ってください。

3. 自動車走行音については、必ず駐車場の出入口を含めて、各方向の騒音予測を行ってください。

※ 予測結果は、小数点以下を四捨五入して整数表示とする。

(1) 予測地点の選定理由

予測地点 a～d は、店舗建物及び隔地駐車場それぞれの周囲4方向において最も騒音の影響を受けやすい店舗側の敷地境界線とし、予測高さは、騒音の影響を最も受けやすい音源の高さとしました。

方向	予測地点	高さ(m)	選定理由
東側	a	〇〇m	駐車場出入口〇による影響が大きい地点の店舗側敷地境界
南側	b	〇〇m	来客車両走行音〇による影響が大きい地点の店舗側敷地境界
西側	c	〇〇m	荷さばき作業音〇による影響が大きい地点の店舗側敷地境界
北側	d	〇〇m	冷凍機室外機〇による影響が大きい地点の店舗側敷地境界

(2) 予測結果について

店舗敷地境界地点における規制基準値を超過する音源

騒音発生源	敷地境界地点			保全対象側地点			直近住居地点		
	予測地点	騒音レベル(dB)	規制基準値(dB)	予測地点	騒音レベル(dB)	規制基準値(dB)	予測地点	騒音レベル(dB)	規制基準値(dB)
駐車場出入口〇	〇			〇'			〇”		
来客車両走行音〇	〇			〇'			〇”		
来客車両走行音〇	〇			〇'			〇”		

※ 店舗敷地境界地点で規制基準値を超過する音源がある場合、保全対象側敷地境界で再予測を行う。保全対象側敷地境界においても規制基準値を超過する場合には、直近住居壁面で再々予測を行うこと。

※ 定常騒音については、店舗敷地境界地点で規制基準値を下回るよう対策を行うこと。

※ 予測結果は、小数点以下を四捨五入して整数表示とする。

(3) 予測結果の評価について

- ① 夜間稼動する定常騒音は、全ての敷地境界において規制基準値を満足します。
- ② 夜間発生する変動騒音(来客車両走行音)において、
  - ・出入口〇の予測地点〇では、規制基準値を超過しますが、保全対象〇'では、〇dBとなり、規制基準値〇dBを満足します。
  - ・出口〇の予測地点〇では、規制基準値を超過しますが、保全対象〇'では、〇dBとなり、規制基準値〇dBを満足します。
  - ・走行音〇は、敷地境界予測地点〇、保全対象側予測地点〇'ともに規制基準値〇dBを超過しますが、直近住居地点〇”では、〇dBとなり、規制基準値〇dBを満足します。

なお、騒音対策として、駐車場内に「アイドリングストップ」「低速走行」の看板を設置し、来客者の騒音の低減意識の啓蒙に努めます。



〇〇駐車場の〇側駐車枠については、夜間の使用を禁止し、騒音低減の配慮をします。

将来、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合は、迅速に誠意を持って対応いたします。

※ 別添添付資料 基準距離における騒音レベルの根拠や、距離・回析減等による騒音の予測計算式など騒音予測結果が具体的に検証できるように添付してください。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第12号）

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

事業用建築物における廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準に基づく。  
(端数処理:小数点第3位を四捨五入)

廃棄物の種別	S : 店舗面積(m <sup>2</sup> )		指針原単位	A : 1日当たりの廃棄物等排出予測量	B : 平均保管日数(日)	C : 見かけ比重(t/m <sup>3</sup> )	必要保管容量A×B÷C(m <sup>3</sup> )	保管施設容量
紙製廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	0.208	t	日	0.10	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	0.011	t				
				計 t				
金属製廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	0.007	t	日	0.10	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	0.003	t				
				計 t				
ガラス製廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	0.006	t	日	0.10	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	0.002	t				
				計 t				
プラスチック製廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	0.020	t	日	0.01	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	0.003	t				
				計 t				
生ごみ等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	0.169	t	日	0.55	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	0.020	t				
				計 t				
その他可燃性廃棄物等		千m <sup>2</sup>	0.054	t	日	0.38	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
						計	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量等の予測

※ 特別な事情がある場合のみ記載する。

特別な事情の説明	
必要保管容量	m <sup>3</sup>
予測の根拠	

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量等の予測

※ 共用施設、飲食店等小売店舗以外の施設について記載する。

廃棄物等保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 別途確保
-------------	----------------

※ 小売店舗と共用の場合には、類似店舗の実績等から排出量を予測し、保管容量が充足することを検証すること。

## 〔指針に基づく配慮事項〕

### 1 必要な駐輪場の確保と適切な管理

#### (1) 必要駐輪台数の算出根拠

※ 近隣商業地域、商業地域、自転車等放置禁止区域については、さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例に基づき、店舗面積20㎡当たり1台（店舗面積5,000㎡超の部分については40㎡当たり1台）で必要駐輪台数を算出する。なお、附置義務台数の算定の詳細については、各区役所くらし応援室に確認すること。

※ 指定区域外については立地法指針の参考値である店舗面積35㎡当たり1台とする。

さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例	指定区域 ・ 指定区域外
S : 店舗面積	㎡
必要駐輪台数算出式	$S \div 20 (35)$
必要な駐輪台数	台
届出の駐輪台数	台

※ 指定区域外において、指針参考値によらないで必要駐輪台数を算出する場合には、算出根拠を詳細に記載する。

#### (2) 駐輪場の収容台数及び構造

項 目	収容台数	面 積	構 造
店舗東側駐輪場	台	㎡	(平面、立体、機械式、ラック式)
店舗南側駐輪場	台	㎡	(平面、立体、機械式、ラック式)
合 計	台	㎡	

※ 駐輪面積は、利用者の安全確保及び自転車等が有効に駐車できる規模とする（1台につき1㎡）。

#### (3) 駐輪場の管理体制

項 目	具体的な内容
整理員等の配置	整理員(従業員)等が適宜巡回し、駐輪場の整理を行います
整理員の人数・配置時間	〇人 午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分《図面に表示》
営業時間外の管理	チェーン・バリカー等により施錠し閉鎖します
駐輪場案内の表示方法	駐輪場表示看板を設置します

※ 自動二輪車及び原動機付自転車の駐車場所を設置する場合は、必要台数の根拠・安全の確保のための具体的な配慮事項を記載する「(例) 安全対策としては、場内ではエンジンを切って移動するように掲示等により徹底しています」。

## 2 歩行者の通行の利便の確保等

項 目	具体的な内容
歩行者の利便性確保	・歩行者動線を敷地内に確保し、歩行者用通路を設置します
安全な通行の確保	・敷地内に照明を設置します ・隔地駐車場から店舗への誘導は、警備員又は誘導員により行います

## 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

項 目	具体的な内容
廃棄物削減への意識啓蒙	・廃棄物管理規定を定め、廃棄物の管理徹底を図ります ・店内等にポスターなどを掲示し、社員の啓蒙啓発に努めます
廃棄物の削減計画	・過剰包装を廃止し、「お買い物袋持参」運動の推進を図ります ・通い箱を積極的に用い、ダンボール箱の使用量を削減します
リサイクルの実施	・食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法に基づき、廃棄物の発生抑制・再利用・減量化に努めます ・食品トレー・牛乳パック・ペットボトル等を店頭回収し、空き缶・空き瓶・プラスチック等のリサイクルを実施します

## 4 防災・防犯対策への協力

項 目	具体的な内容
防災対策	・各関連機関、警察署等から防災協定等の締結要請があった場合は、必要な協力を行います ・災害時における生活必需品物資の供給等の地域貢献に努めます
防犯対策	・「さいたま市防犯のまちづくり推進条例」を遵守します ・防犯マニュアルを作成し、従業員の防犯意識の推進に努めます ・警備員(従業員)等による定期的な巡回及び定期的な植栽の剪定等により駐車場及び駐輪場での犯罪を未然に防ぎます ・店舗営業時間終了後は、店舗及び駐車場で入口を施錠し、夜間の防犯管理を徹底します ・青少年の非行防止及び夜間、青少年の溜まり場にならないように、従業員(警備員)による施設内の定期的な巡回並びに声かけを実施します ・万が一、犯罪や青少年の非行の問題が発生した場合は、警察等関係機関と連携し、速やかに問題解決に向けて誠意を持って対応いたします

## 5 騒音問題に対するための対応策

項 目	具体的な内容
店舗から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BGM等の屋外宣伝活動は行っていません</li> <li>・ 冷却塔・室外機・給排気口等については、低騒音機器を導入し、周辺住居への影響が少ない位置(屋上等)に設置します</li> </ul>
荷さばき施設から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷さばき施設周辺に遮音性を有する壁を設置します</li> <li>・ 半屋内化施設で、段差のない構造とし台車走行音を低減します</li> </ul>
荷さばき作業から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入車両のアイドリング禁止を徹底し、計画的な搬入により待機車両音を解消します</li> <li>・ 作業員に対し、荷さばき作業の騒音防止意識を徹底します</li> <li>・ 夜間の搬入時には荷さばき車両のバックブザーを停止し静穏に努めます</li> </ul>
駐車場から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等の防止対策として、場内に看板等を掲示し、また、車路は段差がなく静穏な走行が出来る構造とし、騒音低減を図ります</li> <li>・ 人声対策として、警備員等が巡回し、声かけをします</li> </ul>

## 6 廃棄物等の保管について

項 目	具体的な内容
廃棄物の保管方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺生活環境への影響を考慮し適正な場所（施設内）に配置します</li> <li>・ 保管施設は、毎日清掃を実施します</li> <li>・ 生ごみ保管庫は、密閉式で空調設備を設置し、温度管理を行い、臭気の発生を抑制します</li> <li>・ ビン等の保管に際しては、ビニール袋に詰めて保管し、臭気等の発生を抑制します</li> <li>・ 廃棄物は毎日回収します</li> </ul>

## 7 廃棄物等の運搬や処理について

項 目	具体的な内容
運搬・処理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物及びリサイクル品等は、市指定許可業者と委託契約を結び、収集運搬作業を適正に実施し処理します</li> <li>・ 再資源可能な物資については、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法に基づき、処理します</li> <li>・ 廃家電の処理につきましては、家電リサイクル法に基づき、商品の配送時に引き取りを行うため、店舗において廃家電は取り扱いません</li> </ul>

## 8 その他設置者としての廃棄物等に関連する対応策について

項 目	具体的な内容
食品加工場からの調理臭及び悪臭発散防止策	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品加工場からの排水対策としてグリストラップを設置し、定期的に清掃します</li><li>・換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置し、定期的に清掃を実施します</li><li>・換気扇・排気口等は、周辺住宅に配慮した位置に設置します</li></ul>

※ 食品加工場を設置しない場合には、「食品加工場等の施設内処理はありません。」と記載する。

## 9 街並みづくり等への配慮等

### (1) 緑化対策について

- ・さいたま市みどりの条例による緑地を敷地内に確保し、緑化の推進に努めます。

### (2) 景観への配慮について

- ・さいたま市景観条例に基づき、周辺への景観に配慮します。
- ・外観のデザイン及び色彩に関しては、落ち着いた(明るく、やわらかい色彩)雰囲気になります。
- ・店舗看板は必要最小限のものとしします。

### (3) 高齢者・身障者への配慮

- ・さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、点状ブロック・避難誘導灯・店舗案内看板等を設置します。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき車椅子対応駐車場・エレベーター・トイレ・手すり等を設置します。

### (4) 光害対策について

- ・屋外照明・広告塔照明等は、店舗周辺住居に対して、大きな影響を及ぼさないように、配置・照度・方向・点灯時間に配慮します。

※ 照明の方向(下向き灯光)、照明の強さ(駐車場 250w 程度・広告塔 450w 程度)、点灯時間(駐車場---日没から午後〇時・広告塔---日没から午後〇時)等、具体的に記載する。

[地域商業貢献等に係る配慮事項]

項 目	具体的な内容
まちづくり への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭りや各種行事への参加・協力</li> <li>・退店、撤退時における地域への早期の情報提供 など</li> </ul>
商店会、商工団体 への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店会、商工団体への加入</li> <li>・商店会、商工団体が実施する共同事業への協力 など</li> </ul>
地域事業者 への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テナント等への地元事業者の優先出店、地域製品の仕入れ など</li> </ul>



《連絡先》

◎建物設置者

株式会社〇〇〇 店舗開発部

所在地：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当：〇〇

◎届出担当者

株式会社〇〇〇コンサルタント

所在地：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当：〇〇

## 添付図面

添付図面は、見やすく、かつ、可能な限りまとめて記載する。

図面には、方位、縮尺を記載する。

図面等の種類	主な記載項目
1 広域位置図	店舗周辺1～3km位の範囲を含めた最新図面 店舗位置(計画地)を表示 公共施設及び幹線道路・最寄り駅を表示
2 周辺見取図	店舗周辺100m～500m位の範囲を含めた最新図面 店舗敷地境界線及び出入口を表示
3 建物配置図	用途地域等、都市計画施設 駐車場の配置(夜間利用制限をする場合等はその区域も明示) 駐車場の出入口の配置 駐車待ちスペースの位置、発券ブースの位置 駐輪場の配置 荷さばき施設の配置、待機スペース等 廃棄物等保管施設の配置、待機スペース等 駐車場内の案内表示(経路案内、路面表示等) 駐輪場の案内表示 交通整理員等の位置 歩行者通路の位置 従業員用駐車場・駐輪場の位置 自動二輪駐車場の位置、案内表示
4 各階平面図	店舗面積部分の明示 店舗面積に含まれない部分の明示 駐車場各階平面図
5 建物立面図	東西南北を示す立面図 機器類等の騒音発生源の位置
交通予測に関する図面	交通量調査地点・予測地点 入店・退店経路 経路案内看板、交通整理員等の位置 信号、交差点、横断歩道、バス停の位置
騒音予測に関する図面	騒音発生源(機器番号記載)、遮音壁の位置 騒音予測地点の位置 騒音予測地点における等価騒音(昼間・夜間)レベル 騒音予測地点における夜間最大レベル 来客車両、荷さばき車両の走行線